

○ 公益通報の処理状況（令和元年度，全任命権）

（単位：件）

		受付件数	通報事実を 確認した件数	うち職員の処分 に至った件数	（参考） 前年度 の受付件数	
内部通報	公益通報窓口 又は通報相談 員に通報され たもの	顕名通報	13(2)	1	0	8
		匿名通報	8(4)	2	0	10
	上記以外の窓口に寄せられた もの		1	0	0	5
	小 計		22(6)	3	0	23
外部通報	本市に処理権限 のあるもの	顕名通報	6	1	0	1
		匿名通報	2	1	0	1
	本市に処理権限のないもの （他の行政機関を教示）		3	—	—	3
	小 計		11	2	0	5
合 計		33(6)	5	0	28	

（注）1 （ ）内は，外部窓口の受付件数で内数です。

2 内部通報とは，本市の行政運営上の法令違反行為等を対象とする通報をいいます。

3 外部通報とは，国民の生命，身体，財産等の保護にかかわる 470（令和 2 年 6 月 9 日現在）の法律（食品衛生法等）に規定する犯罪行為，法令違反行為で，本市が処分等の権限を有するものを対象とする通報をいいます。

（主な通報内容）

- ・ 勤務態度不良に関するもの
- ・ 個人情報の取扱いに関するもの